

平成28年第1回（3月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号	議案の名称	審査結果	採決日
議案第21号	執行機関の附属機関設置に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	3月3日
議案第22号	宝塚市市税条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第23号	宝塚市行政不服審査会条例の制定について	可決 (全員一致)	3月8日
議案第24号	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第25号	宝塚市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	3月3日
議案第26号	宝塚市職員の退職管理に関する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第50号	平成27年度宝塚市一般会計補正予算(第5号)	修正可決 (賛成多数)	
議案第51号	平成27年度宝塚市特別会計国民健康保険事業費補正予算(第4号)	可決 (全員一致)	
議案第52号	平成27年度宝塚市特別会計農業共済事業費補正予算(第3号)	可決 (全員一致)	
議案第53号	平成27年度宝塚市特別会計介護保険事業費補正予算(第4号)	可決 (全員一致)	
議案第54号	平成27年度宝塚市特別会計後期高齢者医療事業費補正予算(第2号)	可決 (全員一致)	
議案第55号	平成27年度宝塚市特別会計川面財産区補正予算(第1号)	可決 (全員一致)	
議案第57号	平成27年度宝塚市一般会計補正予算(第6号)	可決 (全員一致)	
議案第59号	宝塚市の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第60号	宝塚市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	

議案第61号	宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	3月8日
請願第8号	鎮魂之碑の移設中止についての請願	採択 (賛成多数)	3月3日
請願第10号	米軍基地のための辺野古沖埋め立て工事について貴市議会による地方自治の尊重を求める意見書採択と提出に関する請願	不採択 (賛成少数)	

審査の状況

① 平成28年2月29日 (議案審査)

- 出席委員 ◎三宅 浩二 ○大河内 茂太 岩佐 将志 江原 和明
大川 裕之 梶川 みさお 寺本 早苗 となき 正勝
山本 敬子

② 平成28年3月3日 (議案審査)

- 出席委員 ◎三宅 浩二 ○大河内 茂太 岩佐 将志 江原 和明
大川 裕之 梶川 みさお 寺本 早苗 となき 正勝
山本 敬子

③ 平成28年3月8日 (議案審査)

- 出席委員 ◎三宅 浩二 ○大河内 茂太 岩佐 将志 江原 和明
大川 裕之 梶川 みさお 寺本 早苗 となき 正勝
山本 敬子

④ 平成28年3月24日 (委員会報告書協議)

- 出席委員 ◎三宅 浩二 ○大河内 茂太 岩佐 将志 江原 和明
大川 裕之 梶川 みさお 寺本 早苗 となき 正勝
山本 敬子

(◎は委員長、○は副委員長)

議案番号及び議案名

議案第21号 執行機関の附属機関設置に関する条例等の一部を改正する条例の制定
について

議案の概要

新たに4つの附属機関を設置するとともに、2つの既存の附属機関のうち、1つは名称などを変更し、もう1つは組織体制を刷新するため、条例の一部を改正しようとするもの。

改正の内容

市長の附属機関として新たに設置するもの

- (1) 宝塚市新庁舎・ひろば整備設計業務事業者選定委員会
- (2) 宝塚市旧長尾支所跡地利活用事業者選定委員会
- (3) 宝塚市空家等対策協議会
- (4) 宝塚市小規模保育事業所選定委員会

既存の市長の附属機関で、名称などを変更するもの

- (改正前) 宝塚市宝塚ガーデンフィールズ跡地利活用設計業務事業者選定委員会
(改正後) 宝塚市文化芸術施設・庭園整備設計業務事業者選定委員会

既存の教育委員会の附属機関で、組織体制を刷新するもの

- (改正前) 宝塚市通学区域審議会
(改正後) 宝塚市教育環境審議会

論 点 なし

<質疑の概要>

問1 新庁舎・ひろば整備設計業務事業者選定委員会のスケジュールを確認したが、新庁舎・ひろば整備設計業務について、基本設計と実施設計で大きく変わる部分はあるのか。

答1 実施設計事業者選定においてプロポーザル方式を採用することで、基本設計以上に創意工夫ができるところなど技術的提案も含めて提案があると考えている。

問2 新庁舎・ひろば整備設計事業者募集要項では、基本設計の結果を公表し、これ以上の提案がある事業者を募集することになっているのか。提案がない場合はどうするのか。

答2 実施設計は基本設計を具体化するためのもの。基本設計で策定した内容を実現していく過程の中で、どういう工夫ができるのか、またソフト面での提案など事業者によっていろいろな提案があると考えており、積極的な提案のある事業者を選定していきたいと考えている。

問3 実施設計の後の建物等建設工事についても、プロポーザルとするのか。

答3 具体的にどのようなレベルの提案がでてくるのか見えない状態ではあるが、施工の段階でいろいろな提案がでて本当に質の高いものができるならば、それを踏まえてやっていくことはあり得るかと考えている。

問4 旧長尾支所跡地利活用事業者選定委員会の資料に、旧長尾支所跡地について民間事業者による利活用を図るため、事業用定期借地権設定契約の事業者選定をプロポーザル方式で行うとあるが、応募事業者は見込めるのか。

答4 関心を示している事業者が複数あると認識している。

問5 条例設置している附属機関が最近多いように思う。職員も疲弊しているようだが、状況は。

答5 地方自治法の改正により、附属機関を条例設置するようになってから数がふえてきたもの。市政に関する大きな案件については都市経営会議で決定していくが、さらに庁内検討委員会を設置し、1～2年検討してから都市経営会議で決定するという事例もふえている。きっちりした内部検討が必要であり、職員も忙しいと思うが、大変なことにならないように気をつけていきたい。

問6 通学区域審議会と比較して教育環境審議会の組織体制が大きく変わっている。知識経験者の人数が減り、育友会関係者がふえるなどより当事者性が高くなるのか。

答6 そのとおり。

問7 必要に応じ臨時委員を置くとあるが。

答7 地域限定の審議となった場合は、臨時委員の活用も検討している。

自由討議	なし
討論	なし
審査結果	可決（全員一致）

平成28年第1回(3月)定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名	
議案第22号 宝塚市市税条例の一部を改正する条例の制定について	
議案の概要	
国において本人確認に際して納税義務者などの負担を軽減するため、個人番号を記載すべき対象書類が見直されたことに伴い、一部の申請書などについて個人番号の記載を不要とするため、条例の一部を改正しようとするもの。	
論 点	なし
<質疑の概要>	
	なし
自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決(全員一致)

平成28年第1回(3月)定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第23号 宝塚市行政不服審査会条例の制定について

議案の概要

行政不服審査法の全部改正により不服申立制度の見直しが行われ、行政処分に対する不服申立てが審査請求に一元化され、審理員による審理手続が創設されるとともに、審査請求に対する裁決を行うに当たり、同法に基づく附属機関への諮問及び答申を経ることとされたことから、新たに宝塚市行政不服審査会を設置するため、条例を制定しようとするもの。

論 点 審査庁の体制について

<質疑の概要>

問1 審理員は、どういう身分で何人指名するのか。

答1 弁護士を1名非常勤特別職として雇用し、状況により総務課長をあてるかどうか検討する。

問2 いままで弁護士を非常勤特別職として雇用した事例はあるのか。

答2 公正職務制度の公益通報制度の外部相談員として配置した事例はある。

問3 審査庁に行政不服審査会と別の法律の専門家が必要なのか。他市の状況は。

答3 審理員の役割は、処分庁や審査請求人の話に基づき意見書を作成するもの。審査庁では提出された意見書を基に行政不服審査会に諮問し妥当性を審査するもので、役割が違うため、いずれも法律の専門家を配置することが妥当と考えている。

他市も同様に3月定例会に議案が提出されており、詳細は不明だが、弁護士を指名しているところもあり、職員を指名しているところもある。

問4 専門家が入ることに異論はないが、外部に依頼すると費用も掛かる。職員で担えないのか。

答4 審理員の指名については、処分に関与しない者との規定がある。総務課の職員は処分に関与し得る可能性があるため、外部の専門家に依頼することが妥当と考えている。

問5 行政不服審査会は知識経験者を含めて構成されるが、4月から選任するのか。また、どういう形で依頼するのか。

答5 行政不服審査会は常設機関と考えており、4月から委嘱する予定であり、執行機関の附属機関の委員と同様の身分で委嘱するもの。

問6	審査会委員の報酬については、会議開催ごとの費用弁償とするのか。
答6	そのとおり。
自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決（全員一致）

平成28年第1回（3月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名	議案第24号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
議案の概要	<p>行政不服審査法の全部が改正されたことに伴い、宝塚市固定資産評価審査委員会条例など8条例について所要の整備を行うため、各条例の一部を改正しようとするもの。</p> <p>条例の主な内容は、行政不服審査法の改正内容に沿って文言の整備を行うとともに、宝塚市情報公開条例及び宝塚市個人情報保護条例について、非公開決定などに対する審査請求があった場合に、同法で創設された審理員による審理手続を適用除外としようとするもの。</p>
論 点	なし
<質疑の概要>	なし
自由討議	なし
討 論	なし
審 査 結 果	可決（全員一致）

平成28年第1回(3月)定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名	
議案第25号 宝塚市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	
議案の概要	
地方公務員法の改正に伴い、宝塚市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例など7条例について、所要の整備及び整理を行うため、各条例の一部を改正しようとするもの。	
論 点	なし
<質疑の概要>	
	なし
自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決(全員一致)

平成28年第1回（3月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名	
議案第26号 宝塚市職員の退職管理に関する条例の制定について	
議案の概要	
<p>地方公務員法の改正に伴い、本市における退職管理の適正を確保するため、条例を制定しようとするもの。</p> <p>条例の内容は、退職した職員が退職した日から5年以上前に副課長級以上の職に就いていたときの職務に関して、現職職員への働きかけを行うことを退職後2年間規制するとともに、副課長級以上の職員が退職した場合において、退職後2年の間に営利企業などに再就職したときは、任命権者への届出を義務付けようとするもの。</p>	
論 点 職員の退職管理の妥当性について	
<質疑の概要>	
問1	国は対象を部長級以上としているが、市が対象を拡大し副課長以上とした理由と他市の状況は。
答1	国の部課長級相当職には、都道府県、政令市、中核市などの次長、課長などが該当するため、行政処分の最終決定者として副課長以上とすることとした。阪神各市においても対象は管理職以上となっている。
問2	営利企業とはどこまでを指すのか。
答2	国、国際機関、地方公共団体、特定独立行政法人及び特定地方独立行政法人を除くすべてと考えている。
問3	規制対象になる働きかけとは何を意味するのか。
答3	現職職員に対して職務上の行為をするよう、又は、しないよう働きかけることと考えている。
問4	罰則規定は、市の条例の範囲内か法律の範囲内か。
答4	法律の範囲内でのことと考えている。
自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決（全員一致）

<p>議案番号及び議案名 議案第50号 平成27年度宝塚市一般会計補正予算（第5号）</p>
<p>議案の概要</p> <p>補正後の歳入歳出予算の総額 748億3,603万8千円（3億9,200万円の増額）</p> <p>歳出予算の主なもの</p> <p>増額 特別会計国民健康保険事業費繰出金、自立支援事業、病院事業会計貸付事業、国の補正予算に係る事業</p> <p>減額 執行額の確定などに伴う執行残など</p> <p>歳入予算の主なもの</p> <p>増額 社会保障財源交付金 国庫支出金 地方創生加速化交付金、保険基盤安定負担金 繰入金 財政調整基金とりくずし 市債 小・中学校施設整備事業債</p> <p>減額 普通交付税 国庫支出金 社会資本整備総合交付金</p> <p>繰越明許費の補正</p> <p>追加 財務事務事業ほか37件</p> <p>地方債の補正</p> <p>追加 情報セキュリティ強化対策事業債 廃止 花屋敷グラウンド周辺整備事業債ほか2件 増額 小学校施設整備事業債ほか5件の限度額 減額 道路橋りょう整備事業債ほか8件の限度額</p>
<p>論 点 なし</p> <p><質疑の概要></p> <p>（阪神・淡路大震災犠牲者追悼事業）</p> <p>問1 追悼之碑整備工事費として349万3千円増額計上されているが、当初予算時の計画と何が変更になるのか。</p> <p>答1 当初の計画では、鎮魂之碑の台座の大部分を移設せず、鎮魂之碑そのものは現状の形で移設するという計画であった。しかし、事業を進める中、鎮魂之碑を寄贈した宝塚ライオンズクラブとの協議において、台座は鎮魂之碑のコンセプト上、重要であるとの意見が寄せられた。このため、台座部分を設計変更することになり、整備工事費に不足が生じた。また、銘板については、当初整備工事費で対応するとしていたが、設計変更された台座に直接取り付ける形に変更したため、銘板を備品購入費として別途新規計上することになった。</p>

問2 追悼之碑整備設計委託料を134千円減額しているが、この減額理由は。

答2 当初、銘板は独立して設置する予定だったが、台座に取り付ける方が経済的であると、銘板部分の設計委託料を減額した。

問3 平成27年11月18日付で議員に配付された資料では、鎮魂之碑の移設先の図面と工事総額が550万円であること、事業に対する寄附金を募ることが示されていたが、この時点でデザインは変更されることになっていたのか。

答3 この時点では工事請負契約を締結していたが、その契約内容の中では工事实施はできない状況であった。工事変更の方向性は決まっていたが、事業の予算措置の問題や設計変更に伴う詳細を精査している段階であった。

問4 追悼之碑整備工事の着工時期は、いつを想定しているのか。

答4 この補正予算が可決されれば、工事請負契約の変更契約を締結し、4月または5月頃に着工することになると考えている。

問5 平成26年に実施した阪神・淡路大震災犠牲者のご遺族へのアンケートは、新たな追悼之碑を建立することの賛否を問う内容であり、移設と建立とは意味合いが違う。追悼之碑の建立に反対された方の理由はどのようなものがあったのか。

答5 アンケートでは約7割の方が追悼之碑建立に賛成であった。反対された方の主な理由としては、「震災の記憶を1日も早く忘れたい」、「新たな記念碑は必要ない」、「追悼之碑建立に税金を投入するより他のことに使ってほしい」、「既にゆずり葉緑地に鎮魂之碑があるから必要ない」とのことだった。

問6 銘板には犠牲者のご尊名を刻むとのことだが、ご遺族としての思いはどうか。

答6 ご遺族へのアンケートでご尊名の掲示についても賛成と反対を記載いただいたが、追悼之碑建立に賛成71名のうちご尊名の掲示にも賛成としたのは61名、反対としたのは10名。賛成が多数であったため、ご尊名を掲示することとした。

問7 犠牲者118名全員の名前が入らないと銘板の体をなさない。アンケートの回答方法は賛成と反対の二者択一になっているため、趣旨には賛成とする消極的な賛成も含まれる。この結果をもって単純に賛成多数とはならないのではないか。

答7 市として鎮魂之碑の移設や銘板の設置過程に問題があったことは認識している。しかし、ご遺族の一部からは犠牲となった家族の生きていた証がほしいとの声をいただいている。

問8 現在鎮魂之碑が設置されているゆずり葉緑地は遠いとの意見が多いとの説明

があったが、どのような形で意見が寄せられたのか。

答 8 ご遺族へのアンケートで自由意見欄に記載いただいたり、職務上さまざまな場で直接ご遺族にお会いする機会があり、多くのご意見をいただいた。

問 9 ご遺族へのアンケートで追悼之碑建立に反対と回答とした方でも、その反対理由によっては理解を得られる場合もある。このような事業では丁寧な対応が求められる。すべてのご遺族に賛成いただけるよう時間をかけて取り組むべきものではないか。

答 9 事業を進めるにあたり、昨年末に市として、銘板の設置についてこれまでの経緯や市の方針をご遺族に説明を行った。追悼之碑建立に当初反対と回答されたご遺族からも賛成する旨の声もいただくなど、現在81名のご遺族から賛同をいただいている。今後ともご遺族に同意をいただきながら事業を進めていきたい。

問 10 阪神・淡路大震災宝塚市犠牲者「鎮魂之碑」等移設にかかる寄附金の状況とその内訳は。

答 10 同寄附金は平成27年12月1日から平成28年2月29日まで募集し、最終的に48件、45万7千円の寄附をいただいた。内訳は市民からは23件で31万7千円、市職員から25件で14万円であった。

問 11 鎮魂之碑を移設することによって、ゆずり葉緑地にあった鎮魂之碑はなくなってしまふ。鎮魂之碑を建てた宝塚ライオンズクラブの方々の思いを市はどう受け止めているのか。

答 11 平成27年10月に鎮魂之碑の移設を前提にした整備方針や設計変更について宝塚ライオンズクラブとの話し合いの場を設け、ゆずり葉緑地からなくなることを前提に、団体として移設に同意をいただけたと認識している。一方で宝塚ライオンズクラブ内部ではさまざまな意見があることは感じている。

問 12 市はこれまで多くの市民やさまざまな団体から建物や絵画、オブジェなど寄贈を受けているが、年数が経過すると市長や組織の体制が変わってしまい、せっかくいただいたのに壊したり倉庫に入れたままにしている。こういった扱いでは寄贈者の思いが台無しになる。行政の姿勢としてどうなのか。

答 12 当初宝塚ライオンズクラブが同意したのは、鎮魂之碑が原形で移設されると思っていたからであり、ここに寄贈者の思いがあった。今回、最終的に同意いただけたが、最初から寄贈者の思いをしっかり受け止めて事業を進めるべきであったと反省している。行政としては、寄附や寄贈を受けた以上、しっかりとその思いを将来まで継続して持ち続けることが大事だと考えている。

問 1 3 鎮魂之碑の移設先は末広中央公園とのことだが、具体的な場所はどこか。

答 1 3 末広中央公園に隣接する末広体育館の西側にある前庭のようなエントランスを拡げて設置する予定。

問 1 4 当時、鎮魂之碑を建立する場所の選定にあたっては、宝塚ライオンズクラブが検討を重ね、市内を一望できるゆずり葉緑地に建立場所を決定した経緯がある。末広中央公園の移設場所は、建物の傍が目立たない場所である。本当に移設先としてふさわしいのか、他の場所は検討しなかったのか。

答 1 4 震災の記憶を風化させないよう、多くの人が目に触れる場所が望ましく、ご遺族からお参りに行くのにアクセスがよい場所に移設してほしいとのご意見があったこと、末広中央公園は防災公園であることからこの場所が一番ふさわしいと考えたため、他の場所は検討していない。

問 1 5 ゆずり葉緑地へのアクセスの向上に向けて、市として何か取り組んだのか。

答 1 5 一定のバス路線もあり、市としては特に取り組んでいないが、1月17日の対応だけを取り上げると、車で記帳やお参りに訪れる人のために、県と協議し平成22年からゆずり葉緑地内に駐車スペースを設けるようにしている。

問 1 6 現在の鎮魂之碑周辺の草刈りや清掃など、これまでお世話いただいた西山地域の住民の方々に対し、今回の移設に関して説明を行ったのか。

答 1 6 特に地元説明は行っていない。

問 1 7 ゆずり葉緑地の鎮魂之碑の移設跡地はどうなるのか。

答 1 7 底地は県所有であり、公園として市が県から借りていた。鎮魂之碑の移設後は更地にし、公園として引き続き市が管理していく。

(その他の事業)

問 1 8 臨時福祉給付金等給付事業で1億953万9千円減額、子育て世帯臨時特例給付金給付事業で1,200万円減額になっている理由は。申請できていない対象者もいるのではないか。

答 1 8 当初予算では、市が給付対象に該当すると思われる人を想定し計上している。このため、実際の該当者数との誤差が生じた結果であり、今回の補正予算で減額するもの。申請率としては、臨時特例給付金は77%、子育て世帯臨時特例給付金は公務員を除くと99.4%となっている。

問 1 9 都市計画道路荒地西山線整備事業で4億3千万円を減額した理由は。

答 1 9 総事業費は115億円で、今回の補正予算は国庫補助金の内示変更による減額

である。平成30年度までの事業期間に変更はない。

問20 学校施設のグラウンド整備工事費について、事業実施できなかったとして市負担分である小学校が3校で計1億1,611万4千円、中学校が1校で4,720万円を減額計上している。この減額分で3校のうち1校だけでも事業を実施できなかったのか。

答20 整備工事は1校あたり多額の経費がかかるため、事業を実施するにあたっては国庫補助を受けることが前提となっている。市単独での事業実施は困難。

問21 グラウンド整備は10年スパンでの改修が必要である。しかし、学校の校舎改修工事が優先され、後回しになっている。市単独で少しずつでも事業を実施していけないのか。

答21 学校施設の改修工事に関する国の交付金については、生命の危険に直結する校舎の耐震化や老朽化に伴う工事が優先されるため、グラウンド整備は優先順位が低い。また、学校の統廃合により整備せざるを得ない自治体が優先される。このような理由から、本市は申請を行っても交付金が付きにくい。しかし、グラウンド整備の重要性も認識しているため、今後は市単独負担での整備も検討していきたい。

問22 地域児童育成会の代替措置としてのファミリーサポートセンターの利用が7月以降なく、同利用助成金が減額計上されている。平成27年12月現在で対象者6人とのことだが、地域児童育成会の代替措置が否定されたということではないか。この状況を市としてどう受け止めているのか。

答22 利用がない状況については、実際のマッチングや保護者のニーズにあわなかったためと考えている。基本は地域児童育成会の施設整備を行い待機児童解消に努めていく。

問23 花屋敷グラウンドの北側からのアクセス道路の目的は何か。

答23 現在は南側の花屋敷荘園等の住宅地を抜ける道路しかなく、十分な道路幅員がないため交通渋滞も発生している。地元住民の負担を軽減すること及び施設の利用増進を図るために整備するもので、今後、旧花屋敷寮の解体工事を行う際の工事用車両のルートとしても活用していきたい。

問24 情報セキュリティの強化対策事業委託料を4,440万円増額計上しているが、その内容はどのようなものか。

答24 昨年の日本年金機構における個人情報流出事案を契機に国の要請により全国自治体において平成28年度末までに情報セキュリティ対策を抜本的に強化す

るとされており、事業は情報系をLGWAN系とインターネット系に分離し、マイナンバー利用事務系（基幹系）パソコンの二要素認証の導入と情報の持ち出し制御する内容となっている。

問25 情報セキュリティの強化対策事業の財源は。

答25 事業費の2分の1を国庫補助を受け、残り2分の1は100%充当の情報セキュリティ強化対策事業債を活用する。

問26 災害対応特殊救急自動車の車両購入費で3,400万円増額としているが、老朽更新なのか。また、財源として2千万円の寄附金が充てられているが、寄附金の内容は。

答26 東消防署西谷出張所に配備している救急車両1台の老朽更新である。寄附金は過去に救急搬送された方からの個人寄附であり、消防へ何かの形で貢献したいとのことだった。

問27 奨学助成事業では、修学資金の給付で976万6千円、修学資金の貸付で516万円が減額となっている。事業の状況はどうか。

答27 大学生は貸付のみで現状維持で推移している。高校生は貸付と給付があり、減少傾向にある。高校生に関しては、国の給付制度が平成26年度から開始し、市が制度の併給を禁止しているため減少したと考えている。

自由討議

委員A 阪神・淡路大震災犠牲者追悼事業について、移設整備の必要性は必ずしも高くない。アンケートの取り方をみても移設が必要であるとの声ははっきりと表れたとは言えない。また、移設方法についてもデザインを変えてまで、末広中央公園に置くことが適切なのか疑問に思う。

<委員から修正案の提出（修正案の概要）>

阪神・淡路大震災犠牲者追悼事業について、追悼之碑の移設整備は必要性が乏しく、課題も多いと判断するため、追悼之碑整備工事費拡充分と犠牲者銘板新規分の補正予算を減額し、同整備工事の平成28年度への繰越明許費を削除する。

第1表 歳入歳出予算補正

①追悼之碑整備工事費 拡充分	325万4千円を減額
②犠牲者銘板 新規分	37万3千円を減額
③予備費	362万7千円を増額

第2表 繰越明許費補正

追加のうち

事業名 阪神・淡路大震災犠牲者追悼事業 889万7千円を削除

＜修正案に対する質疑の概要＞

問1 修正案では移設整備する必要性が乏しくとあるが、議会として移設整備自体は当初予算で可決したのではないか。

答1 事業が進む中で、移設に向けて台座の形状等、鎮魂之碑の全体の形が大きく変わることが明らかになった。当初予算の審査時はここまで形を変えて移設することは聞いていなかった。通常モニュメントはその場にあわせてデザインされており、スケール感も大事である。別の場所へ形を変えて移設することは考えられない。ご遺族へのアンケートの取り方についても、ご遺族の7割近くが強い賛成をしたと解釈することは難しい。ゆずり葉緑地の現地調査も行ったが、不便で行きにくいという場所ではない。

問2 鎮魂之碑の形状や設置場所の問題はあるとしても、移設自体は当初から変更はない。移設を踏まえたうえで当初予算を議決しているのではないか。

答2 当初予算審査時も移設そのものに対して議論はあったが、ご遺族から移設に対する強い要望があり、寄贈者からも移設に快諾を得られたとの説明があった。その後、鎮魂之碑の形を変えて移設することを知った。寄贈者が形を変えることに抵抗を示していることやアンケートの経過を聞き、一度立ち止まらないといけないと考えた。

問3 阪神・淡路大震災犠牲者追悼事業の繰越明許費そのものが削除になっているが、問題はないのか。

答3 移設に反対し予算を減額する以上、繰越明許費を残しておくわけにはいかない。予算上削除しても問題ない。

討 論

(修正案に反対、原案に賛成)

討論1 阪神・淡路大震災犠牲者追悼事業に関しては、移設を踏まえて当初予算を可決しており、形状に課題はあるが、移設そのものを否定する理由にはなり得ない。アンケートで反対と回答していたご遺族の中でもその後納得し、理解していただいた方もふえている。今後も市の努力によって理解が進んでいくものと考えている。また、寄贈者についても団体として一定の同意を得られている。移設そのものを否定する修正案には反対であり、原案に賛成する。

(修正案に賛成、残る原案に賛成)

討論2 補正予算で増額することについては疑問を感じる。鎮魂之碑は魂が入っているもの。場所的にもアクセスの悪いところではなく、移設の必要はないと考える。修正案に賛成する。

討論3 ご遺族の方々や設置された宝塚ライオンズクラブの内部でも意見が分かれている。しっかり協議して、納得できる提案が出れば事業を進めるべき。補正予算で増額を認めるとこのまま具体的に工事が進んでしまう。一度立ち止まって、しっかり考えるべき。

審査結果 修正案 可決 (賛成多数 賛成6人、反対2人)
修正部分を除く原案 可決 (全員一致)

平成28年第1回(3月)定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第51号 平成27年度宝塚市特別会計国民健康保険事業費補正予算(第4号)

議案の概要

補正後の歳入歳出予算の総額

291億9,893万1千円(9,776万3千円の減額)

歳出予算の主なもの

減額 特定健康診査等事業

歳入予算の主なもの

減額 前期高齢者交付金

論 点 なし

<質疑の概要>

問1 収納率の向上に向け、前納報奨金の導入を検討してはどうか。

答1 前納報奨金については、以前市民税の普通徴収と固定資産税について導入していたが、当時は利率がよく前納された税を運用し報償金を支出していた。現在は、利率も低く運用益も見込めないことから報償金支出の分税収が下がる。また、他市も導入していないため、導入の予定はない。

問2 短期被保険者証の交付条件が甘いのではないか。宝塚市は資格証明書を発行していないが、兵庫県下で発行している自治体はあるのか。

答2 発行していない自治体が本市を含め4市1町と、発行していない方が少ない。

問3 発行していない自治体の累積赤字はどうなっているのか。また、発行していない理由は。

答3 発行していない自治体で累積赤字があるのは本市のみ。他市で発行しない理由は把握していないが、資格証明書については医療機関受診時に医療費の10割を支払わなければならない受診を控える恐れがあるため、本市では発行していない。

問4 短期被保険者証の交付方法の見直しについて、滞納者との接触の機会を確保するとある。対象者の家に届けるとともに納税相談をしていくなど、行政から積極的に働きかけるという理解でいいのか。

答4 基本的には、対象者世帯の事情などを十分聴く機会をまずは設けないと判断がつかないこともある。まずは会って話を聴く機会をつくりたいと考えている。

問5 特定健診利用者の受診率について、実績は少しずつ伸びてはいるもののなかなか目標受診率には及ばない現状をどう考えて、どう対応しようとしているのか。

答5 目標値に向けていろいろとPRなどに努めているが、ほとんどの市が目標値に届かない中で、国が定めているとはいえ、いずれの市も苦慮していると考えている。

問6 国からの交付金が歳入に上がっているが、年度途中で歳入がふえるなら保険税の想定が変わるのではないか。国民健康保険運営協議会では、歳入がふえることについて議論したのか。

答6 交付金については想定しており、交付金が入った後でも2億6千万円の赤字が残る。その前提で、国民健康保険運営協議会で議論したもの。

自由討議	なし
討論	なし
審査結果	可決（全員一致）

平成28年第1回(3月)定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名	
議案第52号 平成27年度宝塚市特別会計農業共済事業費補正予算(第3号)	
議案の概要	
補正後の歳入歳出予算の総額 1億1,082万6千円(382万8千円の増額)	
歳出予算の主なもの 増額 死廃共済事業	
歳入予算の主なもの 増額 農作物共済勘定からの繰入金	
論 点 なし	
<質疑の概要>	
問1 死亡した牛の確認はどのようにしているのか	
答1 兵庫県農業共済組合連合会の獣医師が検死し、市職員も立ち会って確認を行っている。	
自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決(全員一致)

平成28年第1回（3月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名	
議案第53号 平成27年度宝塚市特別会計介護保険事業費補正予算（第4号）	
議案の概要	
補正後の歳入歳出予算の総額 179億5,920万7千円（572万9千円の減額）	
歳出予算の主なもの 増額 高額介護サービス等給付事業 減額 介護認定事業	
歳入予算の主なもの 減額 繰入金 その他一般会計繰入金	
論 点 なし	
<質疑の概要>	
問1	いきいき百歳体操推進事業委託料が減額された理由は。
答1	現在制度変更の移行期間として、通所型介護予防事業であるはつらつ高齢者の会の利用者を一般介護予防事業であるいきいき百歳体操などへの参加を促すものであり、今回減額となったのははつらつ高齢者の会の実施にかかる部分である。
問2	従前専門家が加わって指導していたものが、自主グループの運営になると専門家がいないわけではなく、フォロー体制を考えるべきではないか。
答2	いきいき百歳体操グループの立ち上げの際、初回から6回までは理学療法士が参加するように宝塚市保健福祉サービス公社に委託をしており、市からは運動指導員を派遣し、軌道に乗るまで見ている。また、3カ月、6カ月ごとにどれだけ効果が上がったか数値のチェックをするので、その節目には担当者が出向くこととしている。
自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決（全員一致）

平成28年第1回（3月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名	
議案第54号 平成27年度宝塚市特別会計後期高齢者医療事業費補正予算（第2号）	
議案の概要	
補正後の歳入歳出予算の総額 34億8,523万6千円（1,054万9千円の増額）	
歳出予算 増額 後期高齢者医療広域連合納付金	
歳入予算 増額 繰入金 保険基盤安定繰入金	
論 点	なし
<質疑の概要>	
なし	
自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決（全員一致）

平成28年第1回（3月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名	
議案第55号 平成27年度宝塚市特別会計川面財産区補正予算（第1号）	
議案の概要	
補正後の歳入歳出予算の総額 1. 265万3千円（655万円の増額）	
歳出予算の主なもの 増額 財産管理事業、区有金繰出金	
歳入予算の主なもの 増額 財産収入 不動産売払収入	
論 点 なし	
<質疑の概要>	
問1	現在の賃借地以外の部分の買収理由は。
答1	現在の賃借地が池ののり面に当たり、道路整備上必要があるため。
問2	市道となる部分について、幅員は確保されるのか。
答2	市道認定に必要な幅員4メートルを確保すべく工事を進めている。
問3	市道となる部分について、用地買収部分をあわせてもまっすぐな道路とならない。買収部分がないところは道路幅が狭くなり通行に不便では。
答3	道路の北西部分にある市の土地をもって拡幅予定であり、買収部分は道路の拡幅だけでなく、護岸整備に必要なため買収に至ったもの。
自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決（全員一致）

平成28年第1回(3月)定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名	
議案第57号 平成27年度宝塚市一般会計補正予算(第6号)	
議案の概要	
補正後の歳入歳出予算の総額 750億1,053万1千円(1億7,449万3千円の増額)	
歳出予算の主なもの 増額 人件費	
歳入予算の主なもの 増額 財政調整基金とりくずし	
論 点 なし	
<質疑の概要>	
問1 今回の増額補正額の原資はすべて財政調整基金とりくずしとなっているが、ほかに財源を確保する方法はなかったのか。	
答1 本来は、事業の執行残などとあわせて補正予算として計上すべきところであるが、事務の都合上やむを得ずの処理となった。	
自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決(全員一致)

平成28年第1回(3月)定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名	議案第59号 宝塚市の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案の概要	地方公務員災害補償法施行令の一部が改正されたことに伴い、同一の事由により厚生年金保険法による障害厚生年金などが支給される場合において、条例に基づき議会の議員その他非常勤の職員に対して支給される傷病補償年金及び休業補償の額に乘じる調整率を改定するため、条例の一部を改正しようとするもの。
論 点	なし
<質疑の概要>	
問1	条例改正の理由は。
答1	地方公務員災害補償法施行令の一部改正に伴う調整率の改定。
問2	調整率とは何にかかるとの。
答2	公務災害補償による傷病補償年金にかかるとの。
自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決(全員一致)

平成28年第1回（3月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名	
議案第60号 宝塚市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	
議案の概要	
<p>国の特別職の職員の給与に関する法律の改正に準じて、特別職の職員の期末手当の支給月数を改定するとともに、今後3年間で生じる財源不足への対策として、特別職の給与などを減じることに伴い、宝塚市特別職の職員の給与に関する条例など3条例について所要の整備を行うため、各条例の一部を改正しようとするもの。</p>	
改正の内容	
<p>国の特別職の職員の給与に関する法律の改正に準じる改定 (期末手当 平成27年12月期遡及) 支給月数 年間2.95月から3.15月に引き上げ 給与削減措置(平成28年4月1日から平成31年3月31日までの間) (給与) 市長 10%減額 副市長 7%減額 教育長及び各企業管理者 5%減額 (期末手当) 算定の基礎となる職務段階別加算率 25%から12.5%に減じるもの 算定の基礎となる管理職加算率 20%から10%に減じるもの</p>	
論 点	なし
<質疑の概要>	なし
自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決（全員一致）

平成28年第1回(3月)定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第61号 宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

議案の概要

平成27年人事院勧告に基づく給与の改定、地方公務員法の改正に伴う所要の整備を行うとともに、財源不足対策として、今後3年間給与削減措置に取り組むために、条例の一部を改正しようとするもの。

改正の主な内容

◇平成27年人事院勧告に基づく給与改定

(給料表及び地域手当 平成27年4月1日遡及)

行政職給料表 平均で0.4%引き上げ

消防職給料表 平均で0.6%引き上げ

医療職給料表(一) 平均で0.3%引き上げ

医療職給料表(二) 平均で0.7%引き上げ

地域手当に係る支給率 13%から14%に引き上げ

(勤勉手当 平成27年12月期遡及)

支給月数

再任用職員以外の職員 0.75月から0.85月に引き上げ

再任用職員 0.35月から0.4月に引き上げ

来年度以降の6月期、12月期の支給月数を再任用職員以外の職員はそれぞれ0.8月、再任用職員はそれぞれ0.375月とするもの

◇給与削減措置(平成28年4月1日から平成31年3月31日までの間)

(給料月額)

部長及び室長級の職員 4.5%減額

課長及び副課長級の職員 4.0%減額

係長級及び一般職の職員 2.7%から1.2%減額

(地域手当の支給率)

人事院勧告では、平成28年4月1日から15%となるところを、14%に据置

◇地方公務員法の改正に伴い、能力及び実績に基づく人事管理の徹底のため、現行、規則で規定している級別標準職務表を条例において規定するもの。

論 点 なし

<質疑の概要>

問1 今回の補正予算の資料を見ると、非常勤嘱託職員も一般職員に準じ給与が上がっているが、平成28年度からの給与削減措置も同様か。

答1 今回の人事院勧告に基づく遡及支給分については、非常勤嘱託職員は年額の勤勉手当相当分のみ遡及し、月額給与は遡及しない。平成28年4月以降は、一般職員と同様月額1.2%の引き下げを予定している。

問2 宝塚市の地域手当は伊丹市や川西市と比較して高いが、どのように決定されるのか。

答2 地域手当は、国家公務員の官舎のある地域について、賃金を基に生計費も考慮して人事院勧告で決定している率をもとに、総務省が指定している。

問3 地方公務員法改正に基づく改正とは。

答3 現在規則で定めている級別標準職務表を、地方公務員法改正により条例で定めるもの。

問4 他市の状況と改正の趣旨は。

答4 他市も同様と考えており、阪神間も知り得るかぎり規則で規定していた。条例で定めることとなったのは、人事評価制度が本格導入されることから、職務給原則を明確化するため。

問5 持家にかかる住居手当を段階的に廃止する意味は。

答5 持家にかかる住居手当については、平成21年に国が廃止。当時6割以上の市が支給していたが、平成27年4月には支給団体が2割を切る状況となった。大阪府下も廃止しており、国や他団体の状況を見て見直しを検討した。ただし、平成28年度から基本給が削減されるため、持家にかかる住居手当の支給対象となっている職員の負担が一気にふえるので、段階的に廃止することとした。

問6 段階的な廃止については、規則に規定しているとのことだが、規則上廃止段階を明記しているのか。

答6 公示には至っていないが、所定の体制をとる予定である。

問7 市民目線からいくと、給与がいくら下がったかが知りたい情報では。今回の人事院勧告を反映した給与増額分も含めて、市民にはどのように告知していくのか。

答7 人事院勧告に基づく支給は、守られるべきものと理解している。人事院勧告ありきで減額を行っており、市民には3カ年並ぶ形で告知していく。

自由討議	なし
------	----

討論	なし
----	----

審査結果	可決（全員一致）
------	----------

議案番号及び議案名

請願第8号 鎮魂之碑の移設中止についての請願

請願の概要

<請願の趣旨>

今般、市はゆずり葉緑地にある阪神・淡路大震災犠牲者の「鎮魂之碑」及び「タイムカプセル」を市役所前の末広中央公園に移設する計画をしている。

移設の理由は、犠牲になられた方の名前を銘板に刻み生きた証を残してほしいとの声があること及びゆずり葉緑地に参るのは関係者だけで、市民が祈るには遠くてさみしく交通の便が悪い等の理由である。

もともと、碑の建立に至るまでの経緯を寄贈主である「宝塚ライオンズクラブ」関係者の方に伺ったところ以下のような説明があった。

- ①平成8年5月に市に対し「鎮魂之碑」の建立趣意書を提出し、計画設置に1年を費やした。平成9年4月にご遺族参列のもと、宝塚ライオンズクラブ35周年記念事業として除幕式を行った。
- ②建設費用の約3千万円は、宝塚ライオンズクラブ会員を中心に浄財を集めたものであり、施工業者である徳島石材からも過分の協力を得て建立に至る。
- ③ゆずり葉緑地は市内を一望できる場所であり、日本初の砂防公園である。地権者は兵庫県であることから、当時の貝原知事をお願いしたところ快く応諾頂いた重い経緯がある。
- ④台座からの高さ7メートル余・重量15tもあり基礎部分を深くして安全性に十分配慮して工事を実施した。担当石工はプロ中のプロであり、21年経過してもなお当初の趣を継承している。

かように当時、碑を計画建立するにあたり、宝塚ライオンズクラブのメンバーが中心となり、ご遺族・行政関係者・工事業者の協力を仰ぎながら多額の資金を捻出し、国内でも有数の「鎮魂之碑」を建立したものである。「遠い場所で市民が祈るには寂しい」との短絡的な理由で、1千万円以上の血税を投入し移設すべきものではないと強く考える。

ちなみに、ゆずり葉緑地に行くには逆瀬川駅より早朝から毎時3～8本のバス便があり、何ら不自由さは感じない。

<請願の項目>

- 1 鎮魂之碑の移設計画は即刻中止し、白紙撤回を願いたい。

<質疑の概要>

問1 寄贈者の宝塚ライオンズクラブは、移設についてどう考えているのか。

答1 鎮魂之碑は、宝塚ライオンズクラブが建立して市へ寄贈したものの。意見は言える

が、決定権は市にある。当初の話では、ご遺族が移設を望まれているとのことだったので、市で決めてくださいとお答えしたとのことであった。しかし、平成27年9月に、移設するにあたって鎮魂之碑の形が変えられてしまうことを知り、宝塚ライオンズクラブ内で移設に異論が出たため、同年10月に市と話し合いの場を持ち、妥協案で示されたデザインに同意したという状況であった。

問2 ゆずり葉緑地に設置することになった経緯は。

答2 もともとゆずり葉緑地には、六甲山腹の砂防事業100周年を記念して建設された砂防モニュメント、宝塚石彫シンポジウム'94で作成された5作品が設置されていたことから、ここに鎮魂之碑を建立し、この公園が盛んになってほしいとの思いで場所を決定した。

問3 宝塚ライオンズクラブとしては、移設にあたり、鎮魂之碑の形を変えることに同意しているのではないのか。

答3 宝塚ライオンズクラブの中でも賛否両論あった。移設に関しては、宝塚ライオンズクラブ側が言い出したものではなく、移設の同意も理事会で諮って決定したものではない。市に寄贈した以上、移設は市が決めることと考えていた。しかし、今回、請願者と話し合う中で宝塚ライオンズクラブとしても思いが変わってきた。

問4 市側に確認するが、移設について平成27年10月に市と話し合いの場を持ったとのことだが、その際に移設撤回を求める意見は出たのか。

答4 さまざまな意見をいただいた。鎮魂之碑の形状が変わってしまうなら、現在の場所にそのまま置いてほしいという意見もお聞きした。平成27年10月、宝塚ライオンズクラブ側で当時の経緯をよく知っている方も入っての話し合いの場を持ち、市の方向性を説明し、最終的に現状に近い形で設計変更することを前提に宝塚ライオンズクラブから一定の同意をいただいた。

問5 追悼之碑整備事業では銘板の設置も含まれるが、銘板に犠牲者の名前を刻むことについて、ご遺族の理解が進んでいる中で、この時点で白紙撤回となれば、ご遺族の思いはどうなるのか。

答5 鎮魂之碑の建立当時、宝塚ライオンズクラブとしても銘板を設置したかったが、ご遺族の中で名前を刻むことに反対する声があったため、タイムカプセルの中に犠牲者の名簿を入れることになったと聞いているが、今回の請願内容と銘板の設置の件は、関係ないと考えている。

問6 請願の趣旨に1千万円以上の血税を投入し移設するとあるが、鎮魂之碑は巨大であり、通常のトラックで運搬するのは困難だと思える。更に多額の費用がかかるの

<p>ではないか。</p> <p>答6 請願者が調査した金額であり、業者が見積もった金額ではない。鎮魂之碑を現状の形で移設するなら1千万円以上の費用がかかるものと考えている。</p>	
自由討議	なし
<p>討 論</p> <p>(反対討論)</p> <p>討論1 鎮魂之碑の移設について、宝塚ライオンズクラブは団体として正式な形で市と同意に至っている。ご遺族にも移設に対する理解が広がっている経過を踏まえると白紙撤回まで行うのは行き過ぎである。市に対しては、より関係者への理解を深める努力が必要だと考える。</p> <p>(賛成討論)</p> <p>討論2 鎮魂之碑の場所を移設することそのものに躊躇する状況がある。設置当初、場所は選び抜いたうえでゆずり葉緑地に決定され、鎮魂之碑はこの場のスケールにあわせてデザインされている。移設について、ご遺族の強い希望と寄贈者の快諾があるとの説明を受けて当初予算には賛成したが、その後説明と異なる状況が判明した。また、デザインを変えてまで移設しようとするには反対する。よほどの事情がない限り、移設すべきではない。また、アクセスの課題については、市のマイクロバスを走らせることも考えられる。</p>	
審査結果	採択 (賛成多数 賛成6人、反対2人)

議案番号及び議案名

請願第10号 米軍基地のための辺野古沖埋め立て工事について貴市議会による地方自治の尊重を求める意見書採択と提出に関する請願

請願の概要

<請願の趣旨>

昨年10月、翁長雄志沖縄県知事は前知事による米軍基地建設のための辺野古沖・大浦湾の埋め立て承認を取り消す処分を行いました。ところが政府は、知事の処分の「執行停止」を決定した上、代執行を求める裁判を起こしています。辺野古では、連日、抗議する市民を機動隊や海上保安庁の暴力で排除して工事が続けられています。このような力づくでの基地建設が黙認されれば、政府は全国どこにおいても地方の判断をことごとく無視することが可能となってしまいます。

沖縄県には在日米軍の専用施設の74%が集中しています。県民は米兵による強姦事件、米軍機の墜落、騒音等の基地被害に苦しめられ続けています。沖縄が第二次大戦において本土防衛の捨て石とされ、人口の5分の1にあたる12万人の民間人が犠牲となり、27年間もの間、米軍の軍政下に置かれてきたことを考え合わせれば、これ以上の犠牲を沖縄県民に押し付けることは許されません。

普天間基地も沖縄県民の土地を取り上げて作られました。それを返還する条件として、ジュゴンやサンゴ等260種以上の絶滅危惧種を含む海洋生物が住む豊かな海を埋め立て、最新鋭の基地を押し付けようとするのはあまりに理不尽です。

宝塚市の地方自治の将来のためにも、今、沖縄の住民の民意と地方自治、自然が踏みじられようとしていることを深く憂慮し、宝塚市議会が政府に対して地方自治の尊重を求める意見書を提出するよう求めます。

<請願の項目>

沖縄県辺野古沖での米軍基地建設について、地方自治を尊重することを求める意見書を貴市議会において採択され、貴市議会から政府および関係機関に対して提出されることを求めます。

<質疑の概要>

問1 県が行った処分に対し国の機関が不服申し立てを行ったことは、行政不服審査法の趣旨に反すると思うが、紹介議員の見解は。

答1 行政不服審査法は私人が救済を求めることができるものであり、制度の濫用ではないかと考えている。平成28年4月に行政不服審査制度の新法が公布されるに当たり、このようなことが起こらないよう7条2項で適用除外と明示しているような状態なので、まさにこの審査請求は適法ではないと専門家も声を上げている。

問2 地方自治を尊重することを求めるとあるが、何が地方自治を尊重していないと考えているのか。

答2 翁長沖縄県知事の取消処分に対し、国が執行停止し裁判を起こしていること。そもそも翁長沖縄県知事が誕生したとき、4つの選挙があり、いずれも世界で一番危険な普天間飛行場を排除してほしい、でも辺野古への移転も反対と主張をしている人たちが当選し、首長たちが誕生した。その首長たちの意見を取り上げ、地方自治の本分である市民、国民の全員の、100%は難しいが、思いを組んで、国が頭から否定することがないようにしてほしいと考えている。

問3 辺野古のある首長の方向性は。

答3 受入反対の姿勢である。

問4 基地を受け入れなければ、多額の交付金も入らなくなるが、それについて他府県の一市議会が意見を申し述べていいのか。

答4 受け入れることによって多額の交付金が出ることで自体が沖縄の人たちを侮辱している。民主的な話し合いであるとか、本当に納得できるような内容が提示できるのであれば満場一致で受け入れられるのではないかと聞いている。助成金が入ることで利益を得る一部の人たちからは来てほしいという声があると聞いている。議員が全国に要望書を出している名護市議会においても、議員全員が反対ではない。

問5 基地の問題は軍事的な知識も必要であり、訴訟を起こしても最高裁は高度な政治的問題として、統治行為論ということで判断しない。沖縄県や国が判断するのなら理解できるが、一地方議会が判断するのは、賛成・反対がある中で一致団結して意見書上げるのは難しいのではないかと聞いている。

答5 請願の項目にあるように、あくまでも地方自治の尊重を求めており、同じ地方自治体にいる議員として、声を上げなければならない。この場でしか国に意見を言えないのであれば、意見書を出すべきではないかと聞いている。

問6 地方自治の尊重ということであれば、直近の選挙結果によると宜野湾市長選では辺野古移設推進派の首長が当選されたが、これも直近の民意ではないかと聞いている。

答6 市街地にある世界一危険な飛行場に一刻も早く出て行ってほしいと思うのは当然のこと。その思いが強かったのではないかと聞いている。

問7 宜野湾市長選では、候補者はどちらも基地撤去が主な主張であった。辺野古に移設ではなく、宜野湾市から基地を撤去してほしいというのが示された結果。辺野古移設に対する是非は、その結果からは読みとれないのではないかと聞いている。

答7 普天間基地に出て行ってほしいという思いが一番であり、争点になりにくかった

のではないか。日頃から騒音やヘリコプターの墜落事故など、地元にとって日々苦しみの元凶になる基地になくなってほしいという一縷の願いだったと思う。

問8 裁判の中で示された和解案は。

答8 国が進めている移設工事をまずは中断し、それぞれ手続きを取り下げて、国は地方自治法に基づく是正指示などの代執行以外の手順を踏みなおすことといった暫定案が示されている。

問9 辺野古への移設の中止が最終目的か。

答9 請願の願意は地方自治の尊重であると考えている。

問10 沖縄県民の思いを政府は受け止めてほしいと思う反面、沖縄だけが不利益を講じている現状は現状として、このあとどこかにということは、なかなか話を進めるのはむずかしい。地方自治は守らないといけないし、政府が不服申し立てを行ったということも制度の濫用であり、大きな問題だと思う。とはいえ、外交問題であり軍事的な問題であり領土問題であるという非常に高度に政治的な問題について一地方議会がどこまで声を上げるのが適当なのか。また、請願は国民の権利であり、地方自治法でも当該地方公共団体の事務に関してという規定があるため、制度にも限界があると思うが紹介議員の考えは。

答10 非常に高度に政治的な問題というのは、どの議員も思うところ。普天間基地の移転については、辺野古以外の新たな道を模索するという努力が、現政権になっても見られないので、もっと努力をしてほしいと考えている。

請願は、基地をなくしてほしいということではなく、地方自治を尊重していこうという意見書を出すことに主眼を置いているので、そういう方向で見てほしい。また、国に対して意見を言うには意見書を出すことが議会として与えられた権利であるので、検討いただけたらと思う。

自由討議 なし

討 論

(賛成討論)

討論1 高度に政治的な内容について他都市の議会が判断するのはどうなのかということについては、地方自治全体の問題として意見書を上げているところがふえてきており、昨年12月の時点で25議会、内沖縄の議会が13議会、他府県の議会が12議会、意見書を上げている。法の濫用について断罪する意味でも、意見を上げていくことは必要と考える。

(反対討論)

討論 2 沖縄県民の中には、生活のためにも米軍に出ていってもらっては困るという意見を強く訴えられる人もいる。事件事故があったときに治外法権になってしまうので、そういうことを心において沖縄を見てほしいという声も聞いている。ただ、一地方市議会が国のこと、他府県のことに関して請願がでてくることに対して判断することはいかがなものか。

審査結果 不採択（賛成少数 賛成2人、反対6人）